

公布した条例一覧

令和5年

公布 番号	条例名
33	杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
34	杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例
35	杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
36	杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
37	杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
38	杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
39	杉並区印鑑条例の一部を改正する条例
40	杉並区立ドッグラン広場条例

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第33号

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供しているもの」と、」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特定教育・保育の内容)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を</p>	<p>(特定教育・保育の内容)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を</p>

適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同条第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条

適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条

第2項中「認定こども園又は幼稚園」  
とあるのは「特別利用教育を提供して  
いるもの」と、「第19条第1号」と  
あるのは「第19条第2号」と、「利  
用している同号」とあるのは「利用し  
ている同条第1号又は第2号」と、  
「の同号」とあるのは「の同条第1  
号」と、第13条第2項中「第27条  
第3項第1号に掲げる額」とあるのは  
「第28条第2項第3号の内閣総理大  
臣が定める基準により算定した費用の  
額」と、同条第4項第3号イ（ア）中  
「教育・保育給付認定子ども」とある  
のは「教育・保育給付認定子ども及び  
特別利用教育を受ける同条第2号に掲  
げる小学校就学前子どもに該当する教  
育・保育給付認定子ども」と、同号イ  
（イ）中「教育・保育給付認定子ど  
も」とあるのは「教育・保育給付認定  
子ども（特別利用教育を受ける者を除  
く。）」と読み替えるものとする。

第2項中 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 「第19条第1号」と  
あるのは「第19条第2号」と、「利  
用している同号」とあるのは「利用し  
ている同条第1号又は第2号」と、  
「の同号」とあるのは「の同条第1  
号」と、第13条第2項中「第27条  
第3項第1号に掲げる額」とあるのは  
「第28条第2項第3号の内閣総理大  
臣が定める基準により算定した費用の  
額」と、同条第4項第3号イ（ア）中  
「教育・保育給付認定子ども」とある  
のは「教育・保育給付認定子ども及び  
特別利用教育を受ける同条第2号に掲  
げる小学校就学前子どもに該当する教  
育・保育給付認定子ども」と、同号イ  
（イ）中「教育・保育給付認定子ど  
も」とあるのは「教育・保育給付認定  
子ども（特別利用教育を受ける者を除  
く。）」と読み替えるものとする。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第34号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の3」を「第24条の4」に改める。

第13条の3中「及び第18条の3」を「から第18条の4まで」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第14条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の8中「及び第18条の2」を「、第18条の2及び第18条の4」に改める。

第14条の9中「及び第18条の3」を「から第18条の4まで」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の16中「及び第18条の2」を「、第18条の2及び第18条の4」に改める。

第15条中「第18条の2」の次に「及び第18条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条の2第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第18条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第18条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第14条の8、第14条の16及び第15条の5に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万3,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万2,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万6,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万5,000円に12分の1を

乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 4,530円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 7,550円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 1万2,080円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万5,100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 4,860円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年



度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8, 100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万2, 960円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6, 200円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項に規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第24条の3第1項第1号中「氏名」を「世帯主の氏名」に改め、第6章中同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第24条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、第18条の4の規定の適用を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、区長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条の3、第14条の8、第14条の9、第14条の16、第15条、第18条の4及び第24条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
第6章 保険料（第13条— <u>第24条の4</u> ）	第6章 保険料（第13条— <u>第24条の3</u> ）
第7章及び第8章 略	第7章及び第8章 略
附則	附則
（一般被保険者に係る基礎賦課総額）	（一般被保険者に係る基礎賦課総額）
第13条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2から第18条の4までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第13条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2及び第18条の3__の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
（1） 略	（1） 略
（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額	（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア～ウ 略	ア～ウ 略
エ その他区の国民健康保険に關す	エ その他区の国民健康保険に關す

る特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第3

る特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第3

5条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用

5条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用

後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同

後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同

じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の4の基礎賦課額と第14条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第18条、第18条の2及び第18条の4において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条の2から第18条の4までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に

じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の4の基礎賦課額と第14条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第18条の2 \_\_\_\_\_において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条の2及び第18条の3 \_\_\_\_\_の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に

掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第14条の16 第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条、第18条の2及び第18条の4において同じ。）は、22万円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第15条 保険料の賦課額のうち介護納

掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第14条の16 第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第18条の2において同じ。）は、22万円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第15条 保険料の賦課額のうち介護納



付金賦課額（第18条の2及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）

の額

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額

付金賦課額（第18条の2 \_\_\_\_\_ の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 \_\_\_\_\_ の規定による繰入金を除く。）

の額

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額

して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せ

して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せ

ず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得

ず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得

等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下

等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下

この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア～ウ 略

(2)及び(3) 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。))がある場合におけ

この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア～ウ 略

(2)及び(3) 略

る当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第18条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第14条の8、第14条の16及び第15条の5に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等

- 割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第18条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万3,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万2,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万6,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万5,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基

- 基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 4, 530円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 7, 550円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 1万2, 080円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- エ アからウまでに掲げる世帯以外



の世帯 1万5,100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 介護納付金賦課額の所得割額

当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 4,860円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8,100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後

期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万2,960円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,200円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項に規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、第19条の規定の適用を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号

(2)～(5) 略

2 略

(出産被保険者に関する届出)

第24条の4 出産被保険者の属する世

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、第19条の規定の適用を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号

(2)～(5) 略

2 略

帯の世帯主は、第18条の4の規定の適用を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができ書類

(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、区長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認

することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第35号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 別表第4に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付については、規則で定めるICカード（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により利用可能金額（規則で定める期間内に利用料金又は使用料の納付に充てることができる金額をいう。以下同じ。）その他必要な事項が記録されたカードをいう。以下同じ。）を使用する方法によることができる。この場合において、当該ICカードに記録された利用可能金額から同表に定める利用料金の額（次条第2項の規定により利用料金が減額される場合にあつては、当該減額後の額）に相当する額を減ずるものとする。

第7条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 ICカードを使用しようとする者が別表第5の左欄に掲げる額を納付したときは、当該ICカードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に定める額を加えるものとする。ただし、当該利用可能金額に当該額を加えることにより、当該利用可能金額が規則で定める額を超えることとなるときは、この限りでない。

4 前2項に定めるもののほか、ICカードに関し必要な事項は、規則で定める。

第19条に次の1項を加える。

3 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第2項中「利用料金の納付」とあるのは「使用料の納付」と、「同表に定める利用料金」とあるのは「第19条第2項の規定により区長が定める使用料」と、「次条第2項の規定により利用料金」とあるのは「次条第1項の規定に

より使用料」と読み替えるものとする。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第7条関係）

納付金額	利用可能金額
1,250円	1,500円
2,500円	3,000円

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月5日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に交付された改正前の第7条第2項に規定する使用券については、規則で定める日までの間は、同項に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付（杉並区大宮前体育館及び杉並区上井草温水プールに係るものに限る。）について、これを使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

## 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
(利用料金の納付等)	(利用料金の納付等)
第7条 略	第7条 略
<p>2 <u>別表第4に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付については、規則で定めるICカード（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により利用可能金額（規則で定める期間内に利用料金又は使用料の納付に充てることができる金額をいう。以下同じ。）その他必要な事項が記録されたカードをいう。以下同じ。）を使用する方法によること</u>ができる。この場合において、当該ICカードに記録された利用可能金額から同表に定める利用料金の額（次条第2項の規定により利用料金が減額される場合にあつては、当該減額後の額）に相当する額を減ずるものとする。</p>	<p>2 <u>別表第4に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付については、別表第5に定める使用券によること</u>ができる。この場合において必要な事項は、区長が定める。</p>
<p>3 <u>ICカードを使用しようとする者が別表第5の左欄に掲げる額を納付したときは、当該ICカードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に定める額を加えるものとする。ただ</u></p>	

し、当該利用可能金額に当該額を加えることにより、当該利用可能金額が規則で定める額を超えることとなるときは、この限りでない。

4 前2項に定めるもののほか、ICカードに関し必要な事項は、規則で定める。

5 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 略

2 略

3 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第2項中「利用料金の納付」とあるのは「使用料の納付」と、「同表に定める利用料金」とあるのは「第19条第2項の規定により区長が定める使用料」と、「次条第2項の規定により利用料金」とあるのは「次条第1項の規定により使用料」と読み替えるものとする。

3 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 略

2 略



杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第36号

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

杉並区立学校施設使用料条例（昭和39年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

- 3 温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、教育委員会規則で定めるICカード（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により利用可能金額（教育委員会規則で定める期間内に使用料又は利用料金の納付に充てることができる金額をいう。以下同じ。）その他必要な事項が記録されたカードをいう。以下同じ。）を使用する方法によることができる。この場合において、当該ICカードに記録された利用可能金額から別表第1に定める使用料の額（第4条の規定により使用料が減額される場合にあつては、当該減額後の額）に相当する額を減ずるものとする。

第2条に次の2項を加える。

- 4 ICカードを使用しようとする者が別表第3の左欄に掲げる額を納付したときは、当該ICカードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に定める額を加えるものとする。ただし、当該利用可能金額に当該額を加えることにより、当該利用可能金額が教育委員会規則で定める額を超えることとなるときは、この限りでない。
- 5 前2項に定めるもののほか、ICカードに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難しい場合は、教育委員会規則で定めるところによる。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

納付金額	利用可能金額
1,250円	1,500円
2,500円	3,000円

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月5日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に交付された改正前の第2条第3項に規定する使用券については、杉並区教育委員会規則で定める日までの間は、同項に規定する温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付について、これを使用することができる。

## 杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
(使用料)	(使用料)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
<p>3 <u>温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、教育委員会規則で定めるICカード（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により利用可能金額（教育委員会規則で定める期間内に使用料又は利用料金の納付に充てることのできる金額をいう。以下同じ。）その他必要な事項が記録されたカードをいう。以下同じ。）を使用する方法によることのできる。この場合において、当該ICカードに記録された利用可能金額から別表第1に定める使用料の額（第4条の規定により使用料が減額される場合にあつては、当該減額後の額）に相当する額を減ずるものとする。</u></p>	<p>3 <u>温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付については、別表第3に定める使用券によることのできる。この場合において必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p>
<p>4 <u>ICカードを使用しようとする者が別表第3の左欄に掲げる額を納付したときは、当該ICカードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に</u></p>	

定める額を加えるものとする。ただし、当該利用可能金額に当該額を加えることにより、当該利用可能金額が教育委員会規則で定める額を超えることとなるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、ICカードに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(使用料の徴収時期)

第3条 使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、これにより難しい場合は、教育委員会規則で定めるところによる。

(使用料の徴収時期)

第3条 使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第37号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）  
の一部を次のように改正する。

別表2 杉並区立阿佐谷南児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第38号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例

杉並区立済美教育センター条例（昭和39年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「杉並区堀ノ内二丁目5番26号」を「杉並区永福四丁目25番7号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターの分室として、杉並区立済美教育センター教育相談室を杉並区永福四丁目25番4号に設置する。

第2条中「前条」を「前条第1項」に改め、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 不登校児童生徒に対する支援に関すること。

附 則

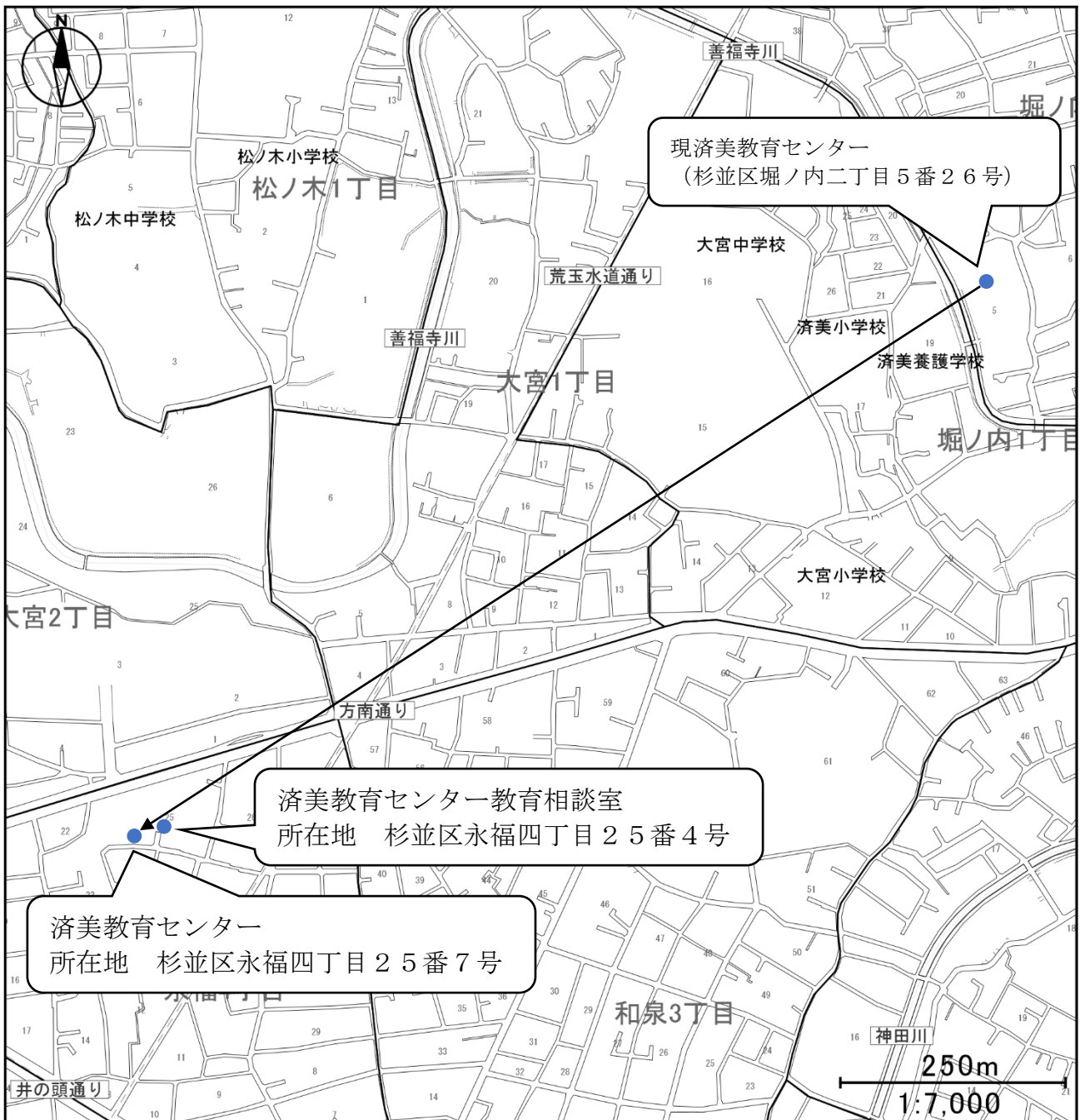
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 杉並区における教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を<u>杉並区永福四丁目25番7号</u>に設置する。</p> <p><u>2 センターの分室として、杉並区立済美教育センター教育相談室を杉並区永福四丁目25番4号に設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、<u>前条第1項</u>の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 不登校児童生徒に対する支援に関すること。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 杉並区における教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を<u>杉並区堀ノ内二丁目5番26号</u>に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、<u>前条</u>の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p>

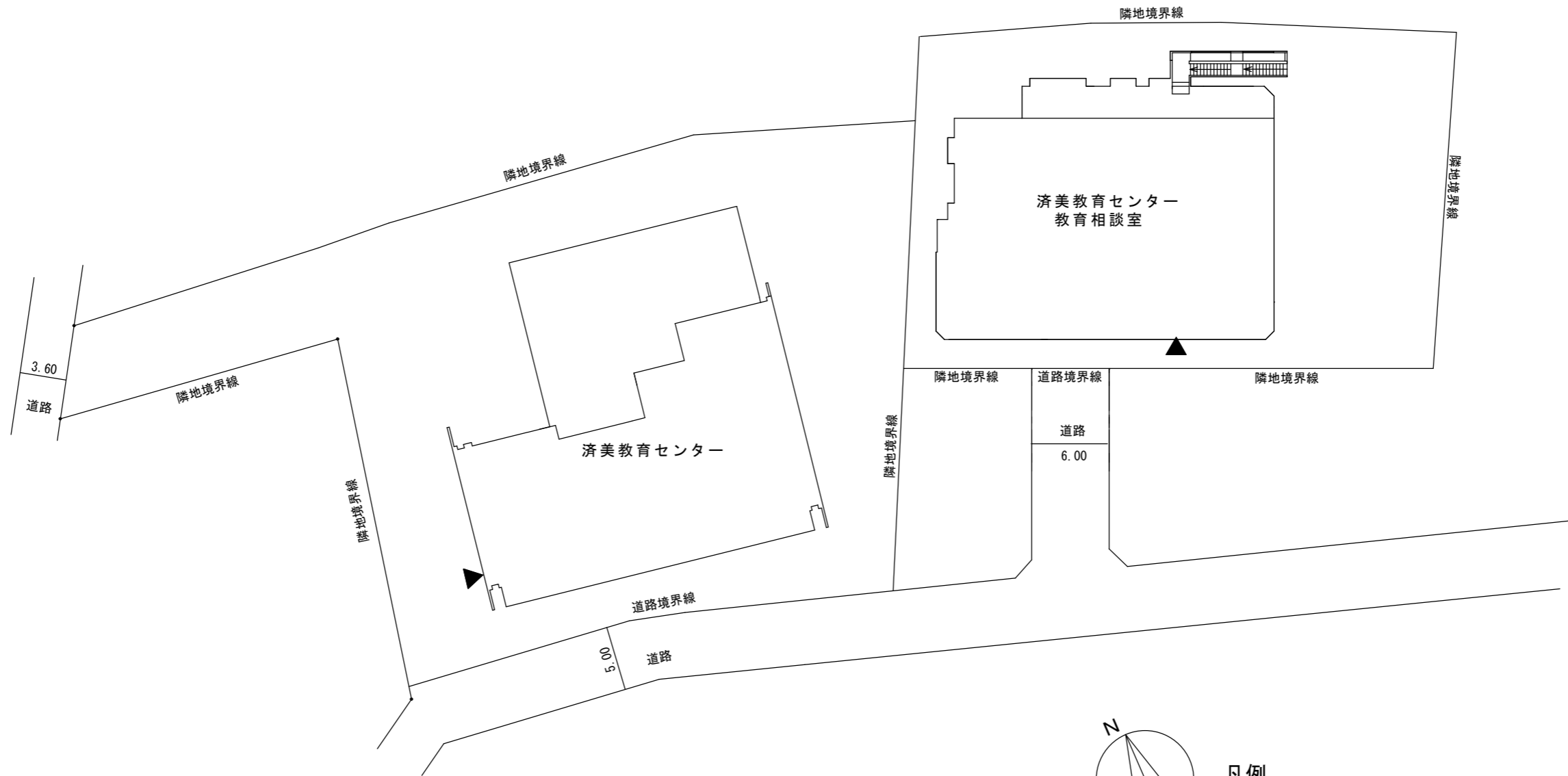
案内図

杉並区立済美教育センター  
杉並区立済美教育センター教育相談室





杉並区立済美教育センター  
杉並区立済美教育センター教育相談室 配置図

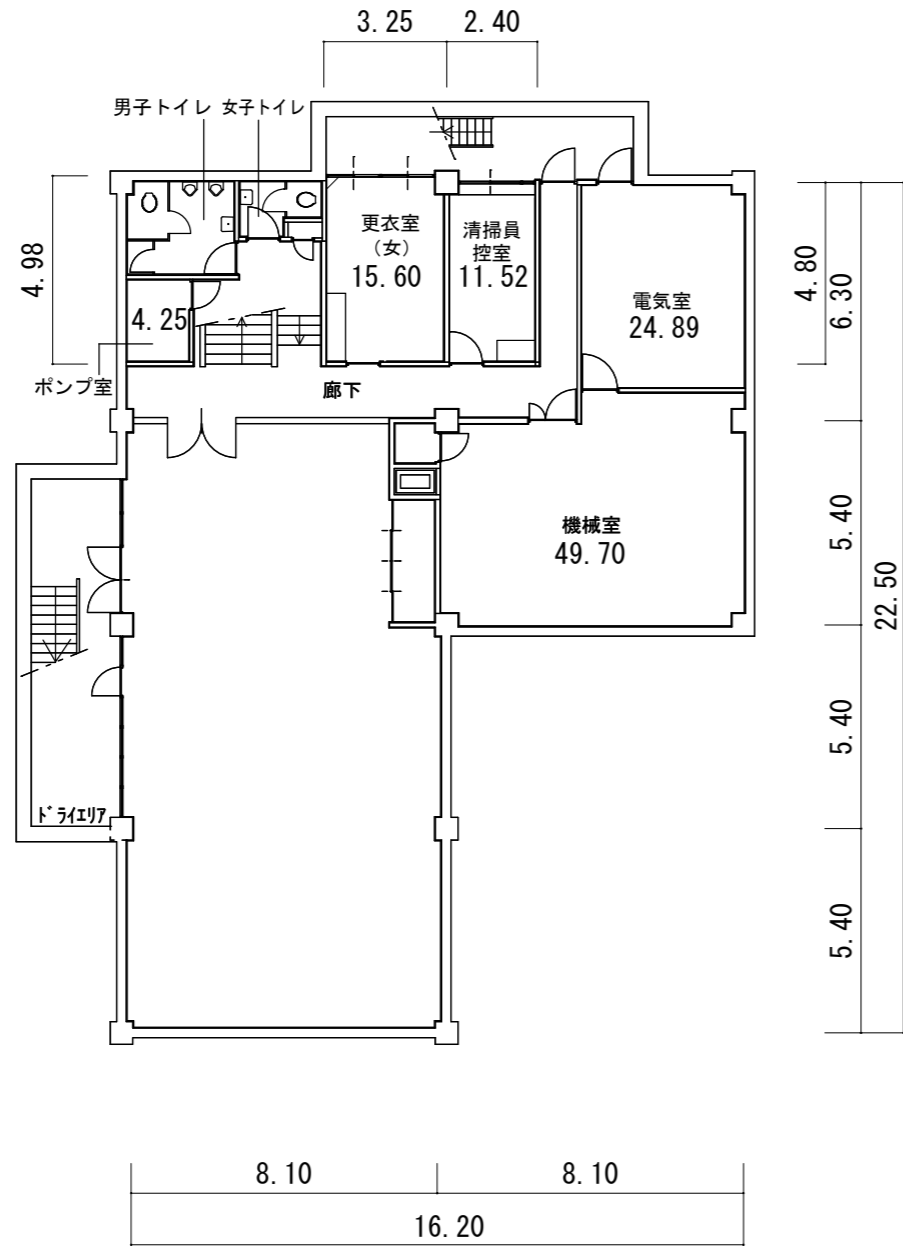


- 凡例
- 注1 ▲ は、主要出入口を示す。
  - 注2 ← は、階段の上がり方向を示す。
  - 注3 寸法の単位は、mとする。

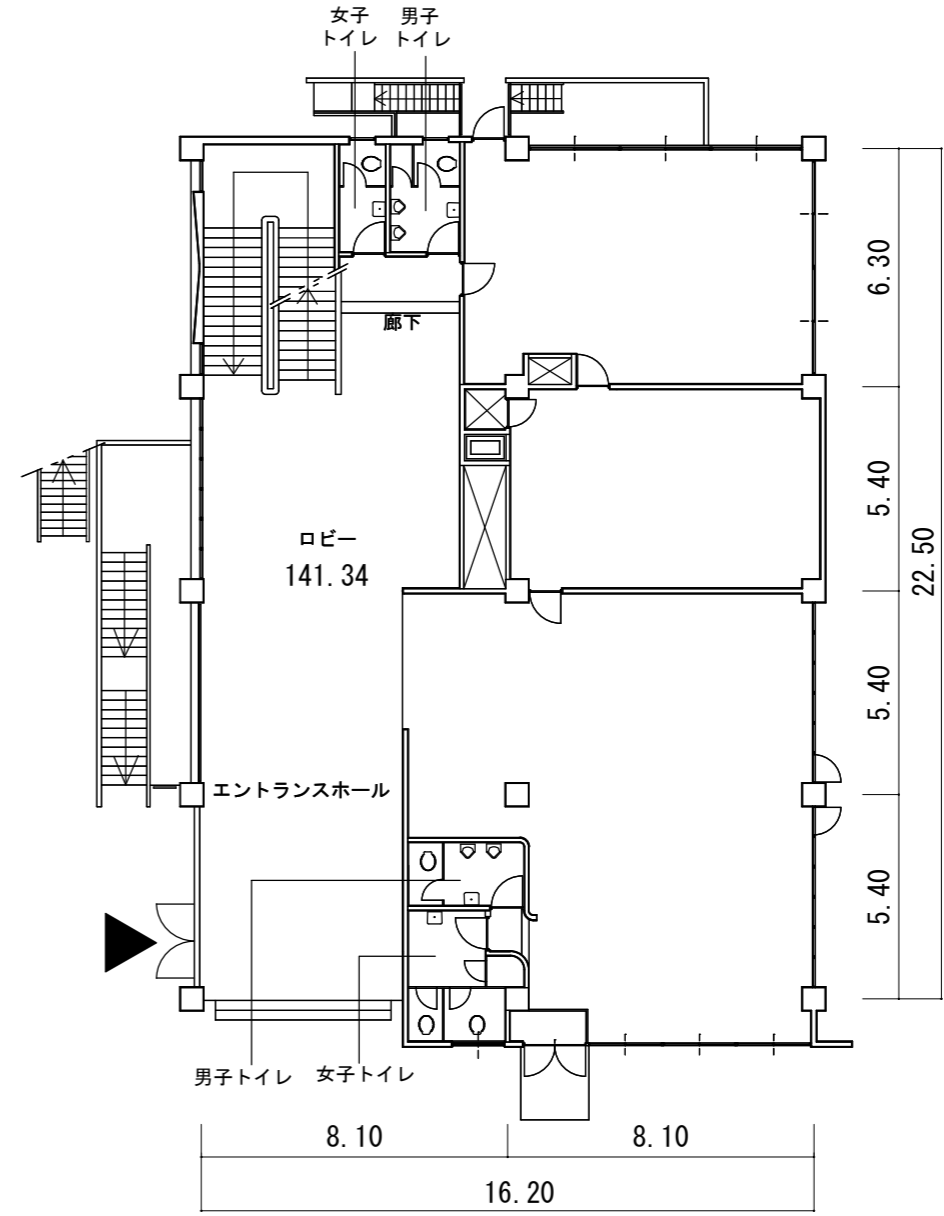
名 称	杉並区立済美教育センター				
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建て				
敷地面積	1,740.10 m <sup>2</sup>				
建築面積	380.69 m <sup>2</sup>				
延床面積	地下1階	1階	中2階	2階	計
	289.53 m <sup>2</sup>	380.69 m <sup>2</sup>	184.16 m <sup>2</sup>	336.47 m <sup>2</sup>	1,190.85 m <sup>2</sup>

名 称	杉並区立済美教育センター教育相談室		
構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て		
敷地面積	1,097.28 m <sup>2</sup>		
建築面積	436.00 m <sup>2</sup>		
延床面積	1階	2階	計
	411.51 m <sup>2</sup>	346.50 m <sup>2</sup>	758.01 m <sup>2</sup>

杉並区立済美教育センター 平面図



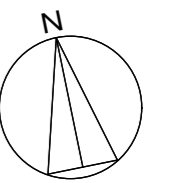
地下1階平面図



1階平面図

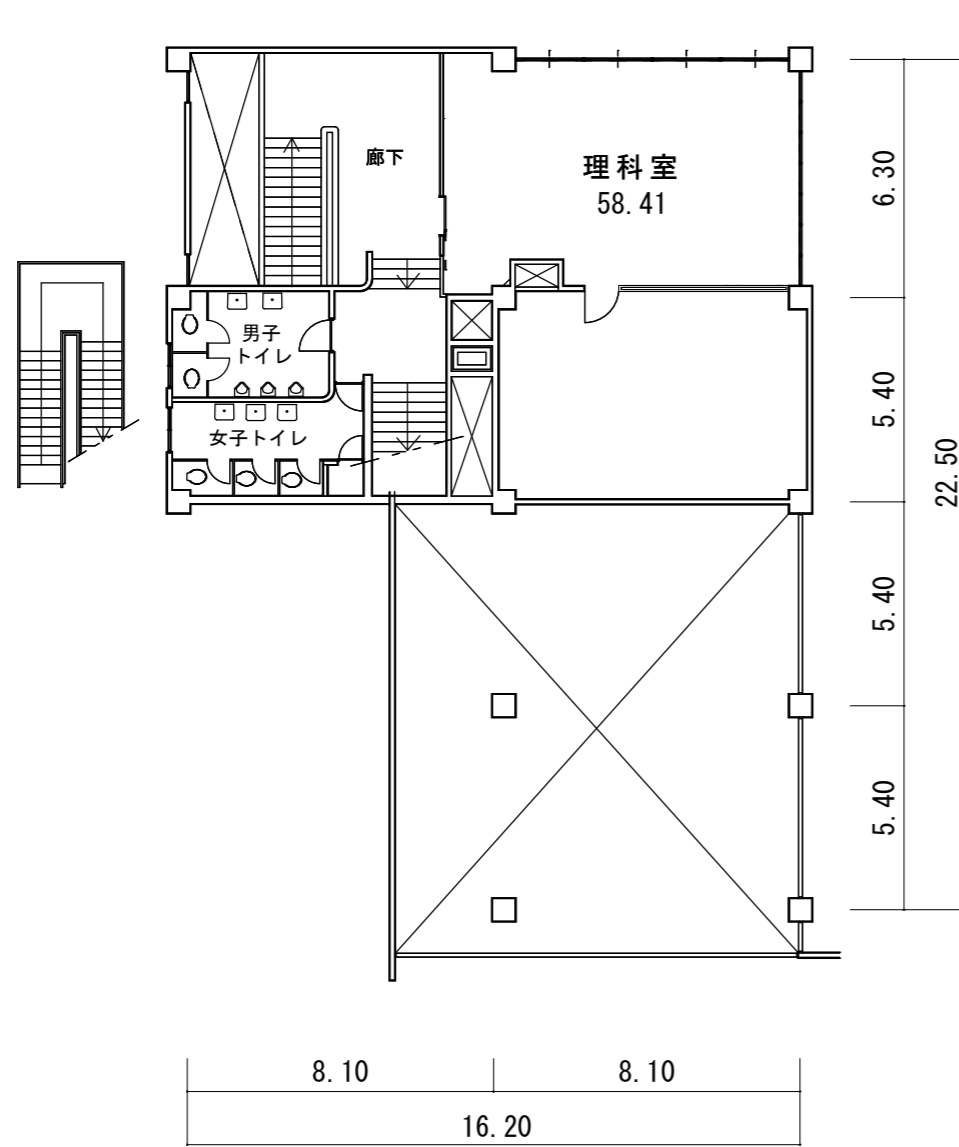
凡例

- 注1 ▲ は、主要出入口を示す。
- 注2 ← は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積(m<sup>2</sup>)を示す。
- 注5 ⊠ は、パイプスペースを示す。

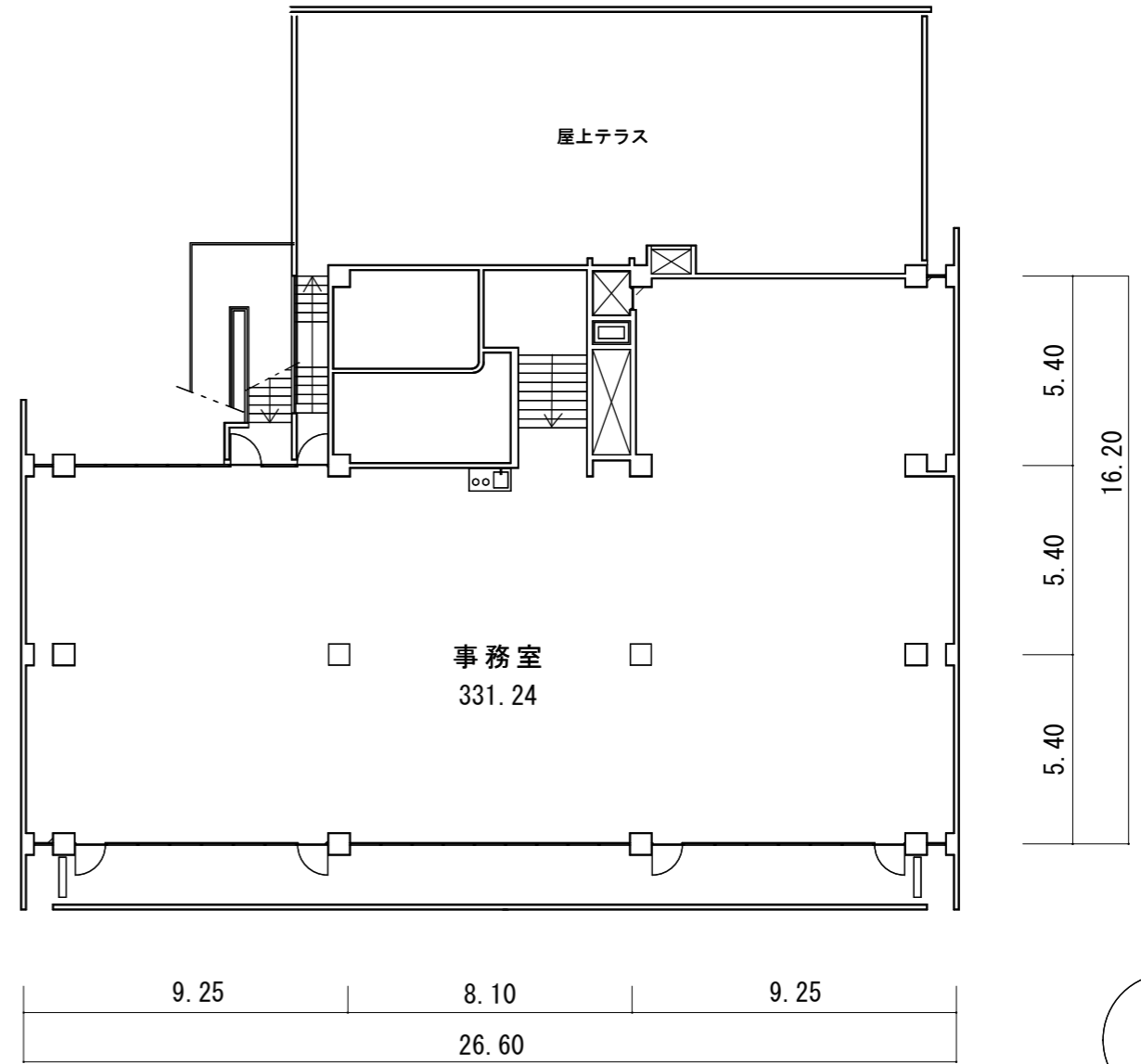


S=1/200

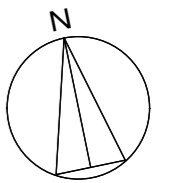
杉並区立済美教育センター 平面図



中2階平面図



2階平面図

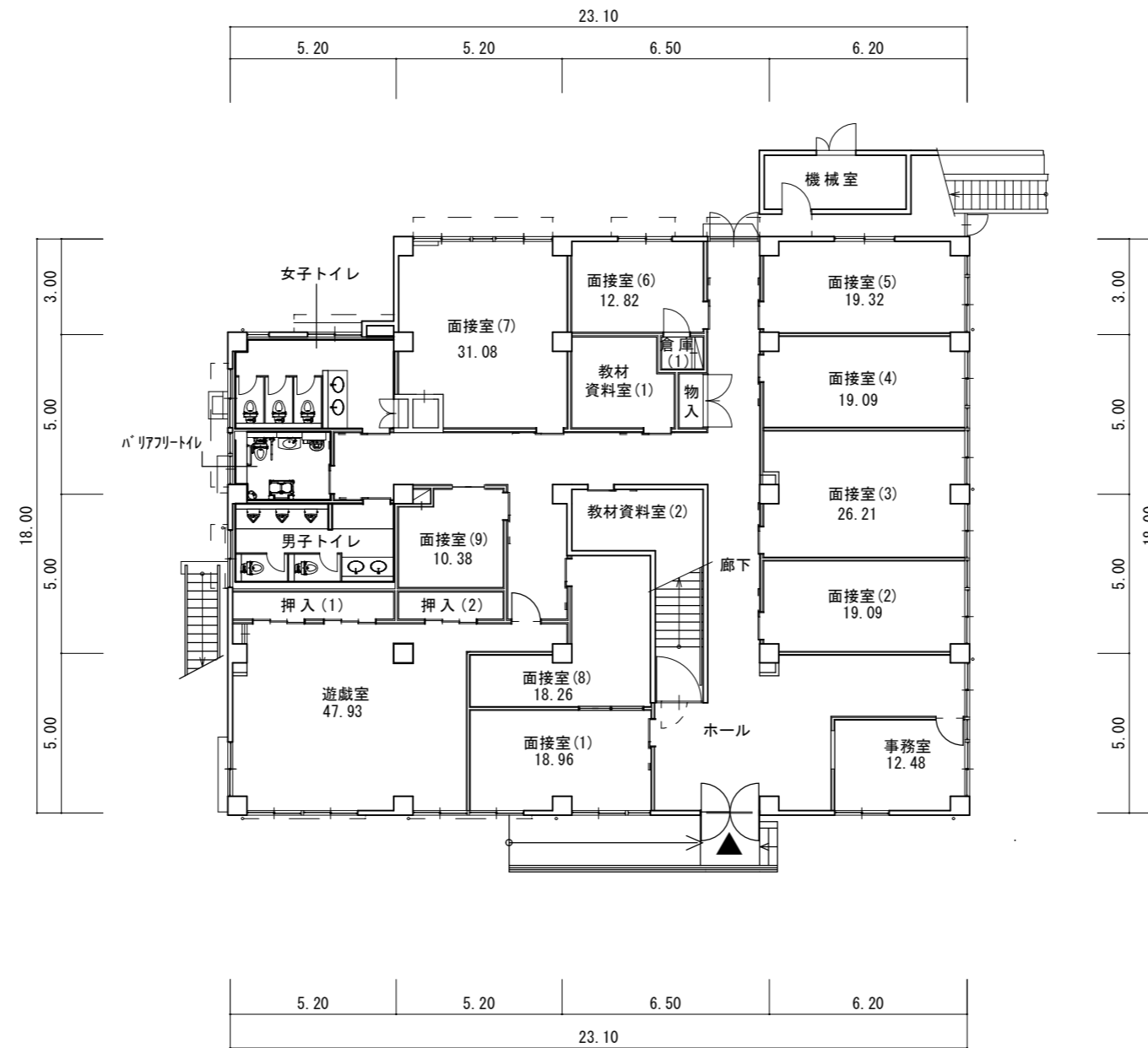


S=1/200

凡例

- 注1 ← は、階段の上がり方向を示す。
- 注2 寸法の単位は、mとする。
- 注3 各室の数字は、面積(m<sup>2</sup>)を示す。
- 注4 ⊠ は、吹抜け又はパイプスペースを示す。

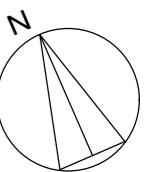
杉並区立済美教育センター教育相談室 平面図



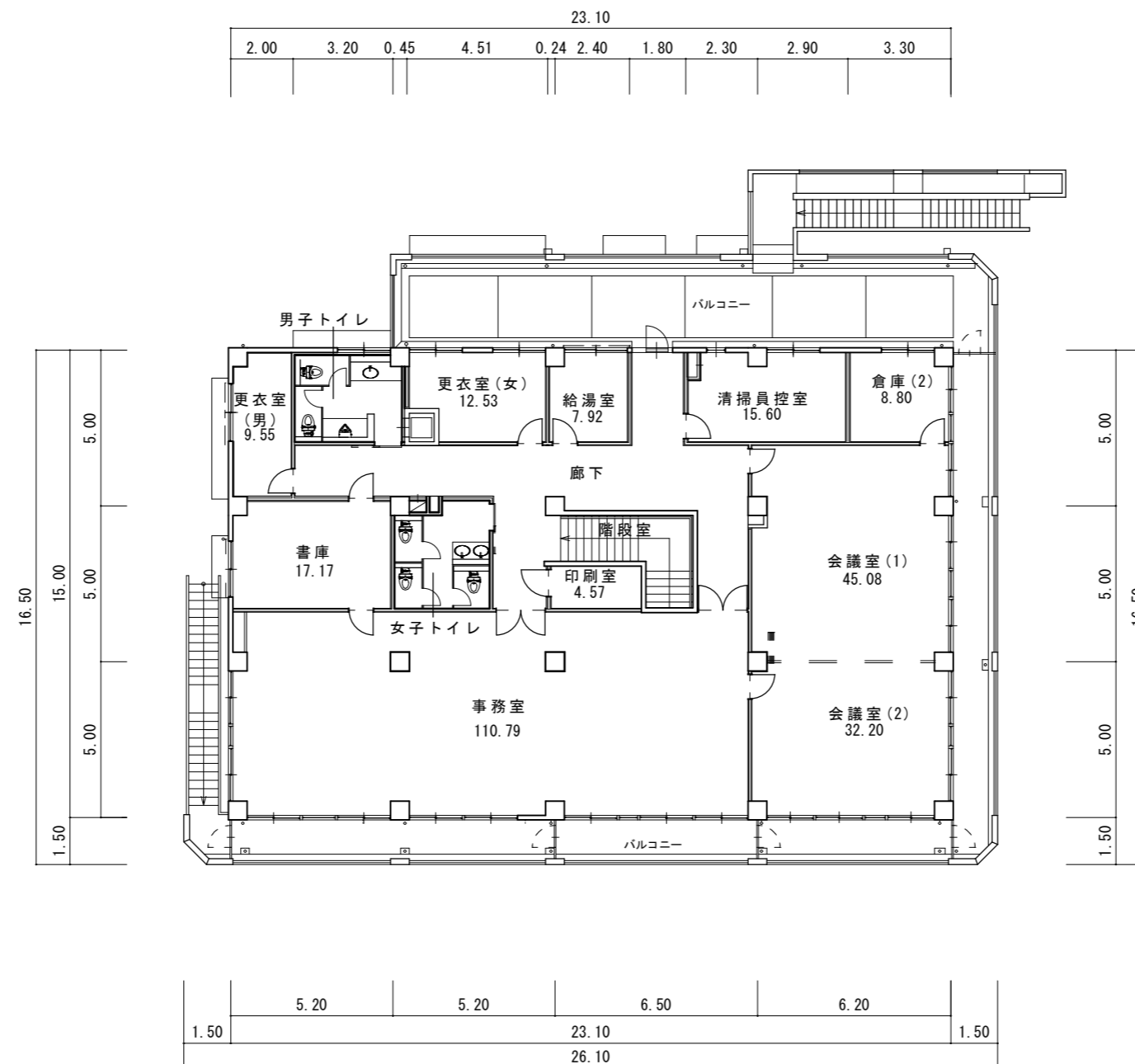
1階平面図

凡例

- 注1 ▲ は、主要出入口を示す。
- 注2 ← は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積(m<sup>2</sup>)を示す。



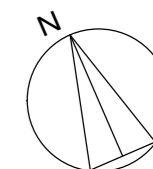
杉並区立済美教育センター教育相談室 平面図



2階平面図

凡例

- 注1 ← は、階段の上がり方向を示す。
- 注2 寸法の単位は、mとする。
- 注3 各室の数字は、面積(m<sup>2</sup>)を示す。



杉並区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第39号

#### 杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「を使用して自ら暗証番号を入力することにより」を「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、申請に当たっては、暗証番号の入力その他の当該者が本人であることを示す措置であつて、規則で定めるものを行わなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

## 杉並区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、 印鑑登録者（規則で定める者を除く。）は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は<u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、 印鑑登録者（規則で定める者を除く。）は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号_____）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）<u>を使用して自ら暗証番号を入力することにより</u></p>

が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 前項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、申請に当たっては、暗証番号の入力その他の当該者が本人であることを示す措置であつて、規則で定めるものを行わなければならない。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, 印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。



杉並区立ドッグラン広場条例を公布する。

令和5年12月6日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第40号

### 杉並区立ドッグラン広場条例

(設置)

第1条 犬を自由に運動させる場を提供し、並びに犬の適正な飼養に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、人と動物の共生する地域社会の実現に資するため、杉並区立ドッグラン広場（以下「ドッグラン広場」という。）を杉並区松ノ木一丁目1番4号に設置する。

(使用することができる者)

第2条 ドッグラン広場を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 規則で定めるところにより区長から使用の登録を受けた犬を所有し、又は管理する者
- (2) その他区長が特に必要と認めた者

(休場日及び開場時間)

第3条 ドッグラン広場の休場日及び開場時間は、規則で定める。

(使用の手続等)

第4条 第2条第1号に掲げる者は、規則で定めるところにより、ドッグラン広場を使用することができる。

- 2 第2条第2号に掲げる者がドッグラン広場を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
- 4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2項の承認を与えないことができる。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 第1条の目的を達成するについて、不適當であるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第5条 ドッグラン広場の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条第2項の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故によりドッグラン広場の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(特別の設備)

第8条 ドッグラン広場を使用する者（以下「使用者」という。）が、特別の設備をしようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、その使用が終わったとき又は第7条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちにドッグラン広場を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、ドッグラン広場に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

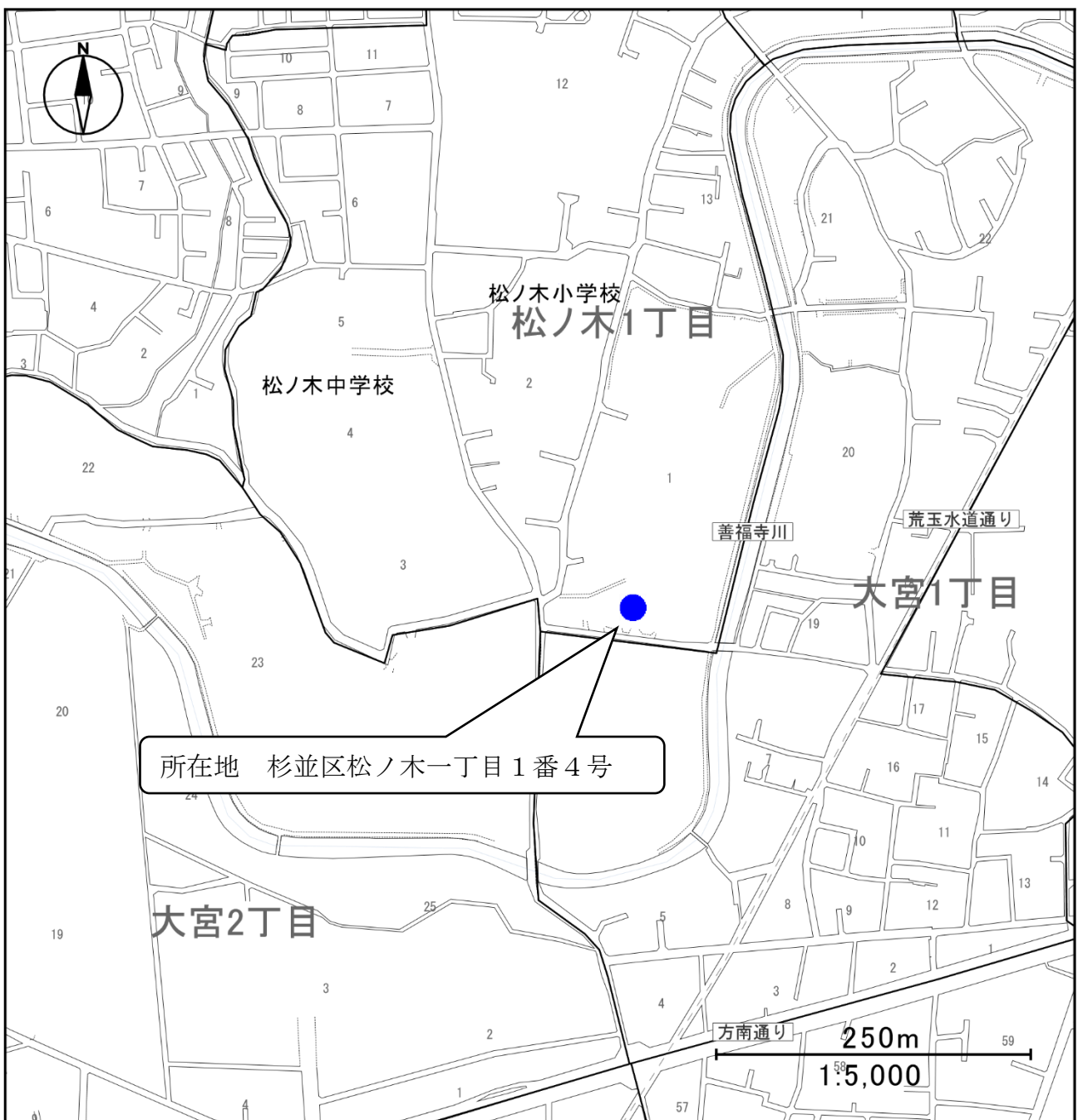
附 則

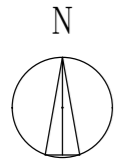
1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 ドッグラン広場の使用の承認その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても第4条から第8条までの規定の例により行うことができる。

案内図

杉並区立ドッグラン広場

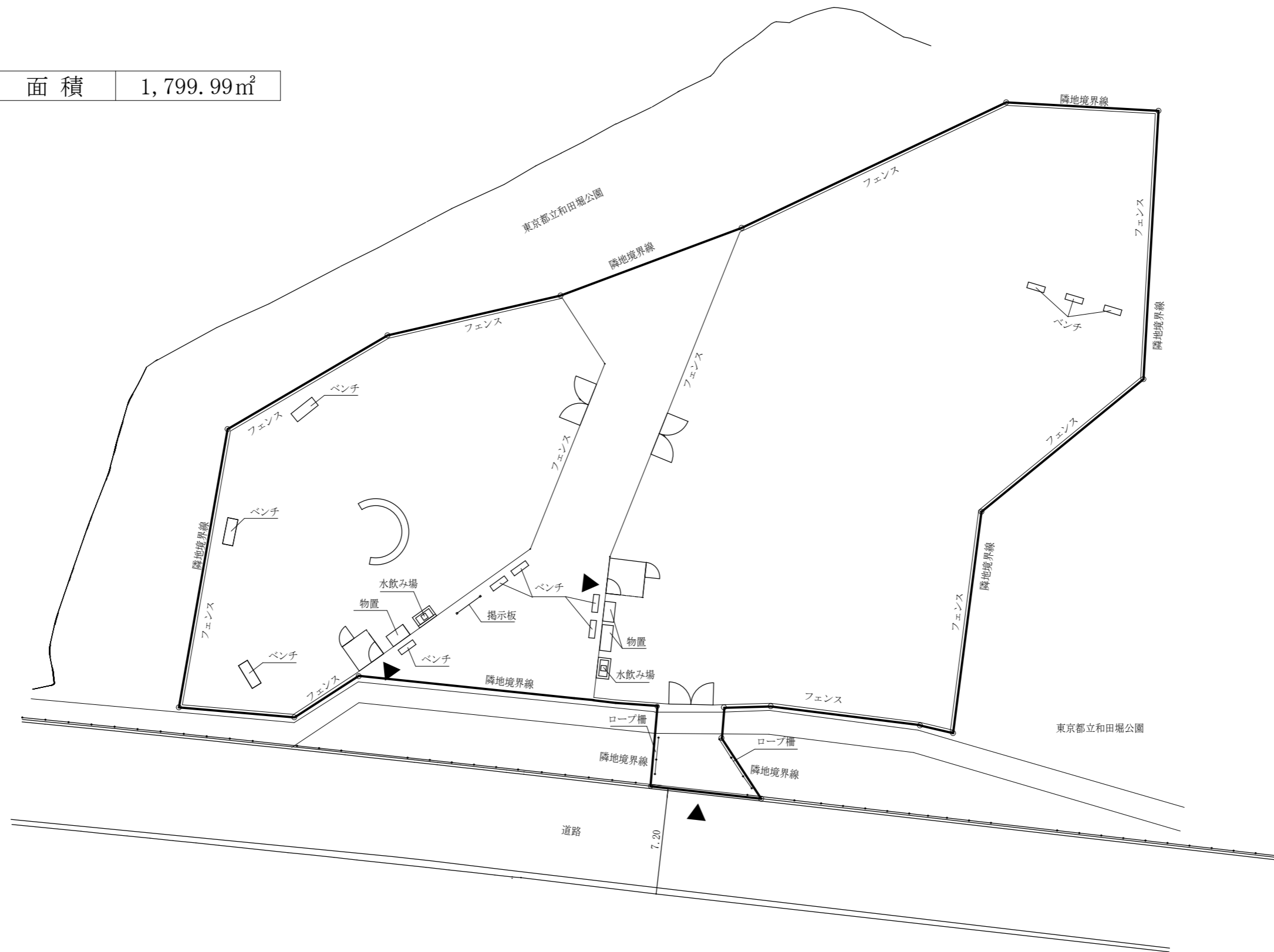




S = 1/300

# 杉並区立ドッグラン広場 配置図

面積	1,799.99m <sup>2</sup>
----	------------------------



## 凡例

注1 ▲は、主要出入口を示す。

注2 寸法の単位は、mとする。